

## 給食のカットについて

- (1) インフルエンザ等の出席停止や他の理由で事前に欠席することがわかっている場合、2営業日前までならば、給食をカットすることができます。給食センターに連絡する関係上、カットを希望する場合、2日前の午前9時までに学校に連絡をしてください。不明な点は、ご相談ください。

(例) 水曜日からのカットは、月曜日の午前9時まで  
月曜日からのカットは、木曜日の午前9時まで

## 学校管理下での負傷について (独立行政法人 日本スポーツ振興センター)

「日本スポーツ振興センター災害給付金制度」を利用する場合、令和4年度までは病院窓口で医療費の3割を自己負担していただいていた。しかし、令和5年度より「田原市の子ども医療制度」を一旦活用した支払いになりますので、病院窓口での自己負担は、なしになります。通院後は以下の手続きをお願いします。

### 手続きの仕方 (提出書類が2通あります)

- 1 学校でお渡しする「医療費助成制度利用状況について」を保護者が記入し、学校（担任や養護教諭等）へ提出してください。
- 2 学校でお渡しする「医療等の状況」を病院で記入してもらい、学校（担任や養護教諭等）へ提出してください。

《日本スポーツ振興センター災害給付制度を利用するための注意事項》

- (1) 治療報酬が500点以上（医療費総額が、5,000円以上）となった場合に、申請対象となります。
- (2) 学校を通じて、日本スポーツ振興センター災害共済給付金支払請求手続きを行います。
- (3) 見舞金は、手続き後、約1～2ヶ月後にお渡しします。
- (4) 見舞金は、医療費総額の1割です。
- (5) 日本スポーツ振興センター災害給付金制度の掛け金は、田原市が全額負担しています。

《医療機関受診時の初診時選定療養費について》 ※別紙参照

### 学校管理下の傷病とは

- ・「行ってきます」と家を一步出たところから、「ただいま」と帰宅するまでの間に起きたとき
- ・学校の教育計画に基づく指導を受けているとき
- ・決められた通学路で起きたとき

